

埼玉県医師会相互扶助会のご案内

日頃、本会福祉事業に関しましては、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「埼玉県医師会相互扶助会」は平成25年3月1日から民間保険会社の保険商品を活用した新しい制度に移行いたしました。これにより、「入院1日目からの補償」等、これまで以上に会員福祉の向上に寄与する制度になりましたので、皆さまにご案内申し上げます。

□ 概要

会員の福祉の向上を図ることを目的とした制度で、病気やケガによる入院・死亡に対して所定の給付金をお支払いします。

□ 加入資格

埼玉県医師会会員であって相扶会に入会を希望し、毎年4月1日現在の年齢が満74歳以下の方とします。

※毎年4月1日現在の年齢が満75歳に達する者は同年3月31日をもって相扶会を退会とします。

※引受保険会社が保険の引受を承諾しない方は、加入資格を満たしません。

□ 主な給付金

- 入院に対する給付
- 死亡に対する給付

□ 保険契約の締結

埼玉県医師会は入院に対する給付および死亡に対する給付事業のため、相扶会会員を被保険者（補償の対象者）とする団体契約を保険会社と締結します。この契約にともない、相扶会の加入情報、給付金受取等の情報を引受保険会社に提供します。

□ 会費

入会年月日の属する月から下表の会費を毎月徴収いたします。

毎年4月1日現在の満年齢	会 費（月払）
40歳未満	1, 000円
40歳～49歳	1, 500円
50歳～59歳	2, 000円
60歳～69歳	2, 000円
70歳以上	2, 500円

※退会の場合、退会年月日の属する月まで上記会費の納入が必要となります。

※既納の会費は返戻いたしません。

□ 入会手続き

入会を希望する方は、所定の書類を相扶会に提出してください。ただし、引受保険会社指定の告知事項に該当する等の理由により、引受保険会社の保険に加入できない場合は入会できませんので、ご了承ください。

入会の申し込みは随時受け付けしております。毎月 20 日を受付締め切り日とし、受付日の翌月 1 日から給付を受ける権利を取得し、これを入会年月日とします。

□ 入会手続き書類

- ・入会申込書
- ・加入依頼書（引受保険会社所定のもの）
- ・健康状況告知書（引受保険会社所定のもの）
- ・預金口座振替依頼書

□ 健康状況告知書について

健康状況告知書は加入するご本人がありのままをご記入ください。

告知書の内容が正しくないと、給付金をお受け取りできない場合があります。

□ 相扶会の補償開始日について

入会年月日を補償開始日としますが、入会年月日より前に発病（※1）した疾病、発生した事故による傷害に対しては、給付金をお支払いできません。

ただし、入会年月日より前に発病（※1）した疾病、発生した事故による傷害であっても、入会年月日から 1 年を経過した後に給付金の支払事由（入院を開始された場合や、死亡した場合）が生じた場合は、その給付金の支払事由に対しては、給付金をお支払いします。

（※1）会員本人以外の医師の診断による発病の時をいいます。

□ 退会

退会しようとする場合は、所定の書類を相扶会に提出してください。ただし、毎年 4 月 1 日現在の年齢が満 75 歳に達する者は自動的に退会となるので、手続きは不要です。会員が退会に必要な書類を提出した場合は、相扶会が書類を受領した日の月末をもって給付を受ける権利は消滅し、これを退会年月日とします。また、会員が死亡したときは、死亡年月日をもって退会とします。

□ 退会手続き書類

- ・退会届

□ 無事故祝い金、配当金の有無

- ・無事故祝い金、配当金はありません。

□ お問い合わせ先

埼玉県医師会 医事・学術課（相互扶助会事務局）

電話：048-824-2611 FAX：048-822-8515

【補償内容】

病気 による	死亡	病気により死亡された場合に、親族が負担した葬祭費用をお支払いします。	15万円 限度
ケガ による		ケガにより、受傷日から180日以内に死亡された場合、死亡給付金をお支払いします。	15万円
病気 による	入院	病気で入院された場合に、1日目から入院給付金をお支払いします。 (1入院180日限度。通算支払限度1,000日。)	1日につき 5,000円
ケガ による		ケガで入院された場合に、1日目から入院給付金をお支払いします。(1事故180日限度。)	

【補償内容の特徴】

- 入院補償は1日目からお支払いします。(日帰り入院から対象)
- 入院補償のお支払は180日まで。
- 病気による入院の通算支払限度日数は1,000日です。(病気による入院について、翌年以降の継続加入を含んだ期間を通算した入院保険金の支払限度日数が設定されます。)
- 精神障害を補償します。
- 天災危険を補償します。

□□ 自宅療養はお支払いの対象外となりますので、ご留意ください。 □□

【給付金のお支払い例】

○海外旅行中に体調不良になり、30日間入院した場合

$$\text{入院給付金} = \text{日額}5,000\text{円} \times \text{入院期間}30\text{日} = 150,000\text{円}$$

○自動車事故にあい、足首を骨折して60日間入院した場合

$$\text{入院給付金} = \text{日額}5,000\text{円} \times \text{入院期間}60\text{日間} = 300,000\text{円}$$

○心不全により死亡し、遺族が葬儀(費用15万円以上)を執り行った。

$$\text{死亡給付金(葬祭費用)} = 150,000\text{円}$$

【給付金のお支払い対象とならない主な場合】

【疾病(病気)】

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑥傷害
- ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩(出産時に、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」の給付を受けた場合)を除きます。
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【傷害(ケガ)】

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥妊娠、出産、早産または流産
- ⑦外科的手術その他の医療処置
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

など

【給付金のお支払い手続き】

- 給付金の支払事由に該当した場合は、相扶会までご通知ください。
- ご通知いただいた後、引受保険会社から給付金ご請求に係わる書類を送付いたします。
- 給付金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、引受保険会社が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書 など
③ 傷害または疾病の程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書